



# 高校入試で特定の受検生が不利益を被らないようにするための措置

## 実施者である都道府県教育委員会等に対して、令和3年度の高校入試における配慮を依頼

- 出題範囲や内容・方法について、地域における学習状況を踏まえ、実施者の判断において、必要に応じた適切な工夫を講じる。

### (工夫の例)

- 中3からの出題が適切な範囲や内容となるよう設定する。
- 問題を選択できる出題方法とする。
- 面接・作文等の学力検査以外の方法も用いる。

- スポーツ・文化関係の行事・大会の実績や、資格・検定試験等の成績を評価する際、これらの行事等が中止・延期となってしまった場合は、参加出来的他の行事等の実績・成績等を評価する。
- 調査書において、出席日数や学習評価の内容、諸活動の記録や指導上参考となる諸事項の記載が少ないことをもって、不利益を被らないようにする。
- 中学校においては、進路指導をより一層丁寧に行い、志願先の入試の内容をしっかりと入学志願者に伝える。

※小学校や中学校等の入試についても、該当がある場合には、上記に準じた工夫を講じていただくよう、配慮を依頼。

※令和3年度の高校入試の日程は、各実施者において決定（例年、1～3月に実施されている）。

# 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）

2初児生第7号  
令和2年5月27日

- 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。
- 教育活動の再開等にあたり、感染防止対策を徹底した上で、児童生徒に対する生徒指導について留意いただきたい事項についてまとめ、各都道府県教育委員会等に周知。

## 1 児童生徒の自殺予防について

- 児童生徒及び保護者との連絡を密にし、児童生徒の心身の状況の変化や違和感に注意し、自殺を企図する兆候がみられた場合、特定の教職員で抱え込みます、関係教職員・機関等と連携するとともに、アンケート調査や個人面談等による早期発見・早期対応を組織的に行うこと。
- 保護者に対し、家庭での児童生徒の見守りを促すとともに、学校の相談窓口や各種相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口等）を周知すること。
- インターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見するため、教育活動の再開前後で、ネットパトロールを集中的に実施するとともに、警察と連携するなどして児童生徒の生命や身体の安全を確保すること。

## 2 児童生徒の不登校について

- 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業により、学校再開後においても様々な不安やストレスを抱える児童生徒や、保護者の経済状況など家庭環境に変化が生じる児童生徒の増加が見込まれる。
- 健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、新たな不登校や不登校の長期化の要因となり得る児童生徒の不安や家庭環境に係る状況の悪化に対する支援に適切に取り組むこと。
- 子供たちの「学びの保障」のための取組方針について、児童生徒の発達段階に応じて丁寧に説明を行い、学習に対する不安を軽減すること。

## 3 児童虐待について

- 先が見通せないことによる不安やストレス等に加え、臨時休業等により児童生徒や保護者の在宅時間が増加し、周囲の目が届きにくくなることから、児童虐待のリスクの増加や深刻化が懸念される。
- 健康観察や健康診断等の実施、児童生徒に学校休業中の状況の聞き取りやアンケート調査を行う等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、スクールソーシャルワーカーや関係機関等による支援に確実につなげること。
- 教職員は虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は、特定の教職員で抱え込みます、直ちに校長等の管理職に相談・報告し、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。

## 4 児童生徒に対する差別や偏見について

- 新型コロナウイルス感染症に関連し、差別や偏見につながるような行為は断じて許されるものではなく、当該感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うなど、生徒指導上の配慮等を十分に行うこと。
- アンケート調査等により悩みを抱える児童生徒の早期発見に努め、学級担任や養護教諭等を中心とした健康観察や健康相談の実施等により児童生徒の状況を的確に把握し、心の健康問題に適切に対応すること。
- 児童生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口（同上）を適宜周知すること。

# 【参考資料】新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育活動の展開イメージ（中学校3年生の例）

5月末まで臨時休業が行われた学校における令和2年度の学校教育活動の展開に関するイメージ。実際には、地域の感染状況や児童生徒や学校の実情に応じて各自治体及び学校で判断いただくものである。

## 4月～5月【臨時休業】

- ・臨時休業中も、家庭学習を適切に課すとともに、教師がしっかりと学習を支援

学校再開にあたり教育課程を改めて編成する際に、個別でも実施可能な学習活動の一部を授業以外の場で実施することとし、学校の授業における学習活動を重点化することも検討



## 6月

- ・2グループに分けた分散登校から、順次学校再開

第1週	第2週	第3週	第4週～
2日／週 2コマ／日	3日／週 3コマ／日	3日／週 6コマ／日	通常授業

- ・第1週は、学級活動を中心とした学級づくりを重視し、落ち着いて学習できる環境を形成

## 7月

- ・夏季休業期間を一部短縮し、7月中は授業を実施

夏休み

## 8月

- ・夏季休業は8月23日までとし、8月24日始業
- ・熱中症防止にも配慮した上で、授業実施



## 9月

- ・2学期からは、週2回1コマの追加的な補充授業・補習や月1回の土曜授業(午前)を実施していく
- ※やむを得ず登校できない児童生徒に不利益が生じないよう配慮

春休み

※年間35週以上での実施を前提とする標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回っても、そのことのみで法令違反とはならない  
※最終学年以外については、特例的に次年度以降を見通した教育課程編成を可能としており、そうした措置も含めて教育課程を検討し、教育活動を展開

## 10月

- ・運動会（準備期間を短縮し、密集する運動や組み合ったり接触したりする運動を別の運動に代替するとともに、規模の縮小や来場者の限定など、あらゆる場面で感染防止に配慮して開催）
- ・修学旅行（旅行先の感染状況等も踏まえて実施を検討し、移動時の配慮や活動内容の見直しなどを含め、感染防止に十分に配慮した上で実施）※あるいは3月に実施。

学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大切にしながら教育活動を展開

## 11月

- ・文化祭（来場者を限定し、実施する展示を午前と午後の2部に分けた上で、換気した広い部屋で行うなど、感染防止に配慮して開催）



## 12月

- ・校外学習（感染状況等も踏まえ行き先の検討を行うとともに、移動時のバス等の換気、座席配置等にも配慮して実施）

## 1月

- ・冬季休業を一部短縮し、1月5日始業

（感染症対策を講じた上で実施）  
高校入試

## 2月



## 3月

- ・卒業式（出席者を限定し、席の間隔を空けることや、式典全体の時間を短縮するなど、感染防止に配慮して実施）